

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第58条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。(う)(か)(け)(す)(せ)(ほ)

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。(す)

条則

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第15条 条例第58条第1項に規定する届出は、危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける日の7日前までに、届出書に必要な図書を添えて行わなければならない。

2 条例第58条第2項において準用する同条第1項に規定する届出は、速やかに、届出書により行わなければならない。

(あ)(え)(お)(か)(く)(す)

【解説】

本条の趣旨は、火災予防上の見地から必要に応じ、適切な指導を行うという消防上の要請から設けられたものである。

1 第1項

- (1) 個人の住居に存する危険物の届出を対象とするのは、危険物が広く家庭にまで存在している実態等を考慮し、個人の住居の火災予防を推進するためのものである。
- (2) 既に届出がなされている指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いについて変更が生じる場合（設備の補修に伴い既存部品を同等品に取り替える等の軽微な変更を除く。）も当該届出が必要である。
なお、変更に伴う届出の際には、既に届出がなされている指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの内容と重複する資料の添付は省略し、変更する内容が確認できる図面等の書類を添えて届け出ればよいものである。

2 第2項

- (1) 前項により届出がされた指定数量未満の危険物にあっては、これを廃止する場合も届け出なければならない。
- (2) 既に届出がなされている指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いについて、当該届出の施設を移設し、又は変更に伴い一度撤去する場合は、廃止の届出が必要である。